

事務連絡
令和7年5月13日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護の補助者確保・定着支援事業に係る成果物について（周知）

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、医療現場における働き方改革や2040年を見据えた医療提供体制整備を踏まえ、医療現場におけるタスク・シフト/シェア推進しているところですが、看護業務についても看護職員から看護補助者へのタスク・シフト/シェアの必要性が増しています。

今般、令和5年度補正予算事業「看護補助者の確保・定着支援事業」で看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院の課題に対応した支援を実施し、その取組結果をまとめた事例集や取組事例の内容等をわかりやすく解説した動画を作成しました。また、医療機関の看護補助者の採用活動に役立てていただけるよう、看護補助者の業務内容や魅力などをわかりやすく示したリーフレットも作成しました。

つきましては、看護現場において当該事例集、動画、リーフレットをご活用いただけるよう、厚生労働省のウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37785.html) に掲載しましたので、お知らせします。また、関係者等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当者】

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室 一木、橋本

電話：03-5253-1111（内線2654、4177）





ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療従事者と働く!



看護補助者

《看護助手》

大募集!

性別問わず
ご応募いただけます!

幅広い年齢の方が
活躍しています!



無資格・未経験の方も歓迎!

週1日からでも可能!

看護補助者^{*}とは?

病院などの医療機関で、看護チームの一員として看護の補助業務
(専門的判断は必要ありません)を行っていただく職種です。

患者さんやご家族と接する機会も多く、無資格・未経験でも医療現場で
働くことができ、人の役に立てるやりがいのあるお仕事です。

※「看護助手」や「看護アシスタント」「ケアワーカー」「ナースエイド」などさまざまな名称があります。



主な仕事内容

- ・生活環境に関わる業務 (病室環境の清掃・整頓、シーツ交換など)
- ・診療の補助に関わる周辺業務 (診療材料の補充・整理、検体や薬剤の搬送など)
- ・日常生活に関わる業務 (配膳・下膳、食事介助、身体の清潔に関する業務など)

勤務形態

勤務先によって異なりますが、シフト制等で勤務するケースが多く、
ご都合に合わせて働いていただくことが可能です。

ご関心のある方や、もっと知りたい方は、

ハローワークまたはナースセンター(都道府県看護協会が運営)の職員にお気軽にお尋ねください。